

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(案) について、パブリックコメントの検討結果をお知らせします。

市、事業者および市民等が、安全かつ安心で快適な住環境の整備を図り、住みよいまちづくりを目指した「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」(案)について、パブリックコメントを実施しました。2団体19人の方から137項目の意見等をいただきありがとうございました。市ではいただいた意見等に対し、庁内検討会議および条例制定検討委員会において「市の考え方」をまとめましたのでその一部をお知らせします。全文は市ホームページまたは次の施設でご覧になれます。閲覧場所/市役所市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)および建築課窓口
問い合わせ/建築課 内線2592~4 ☎048 463 2585(直通)

【実施結果の概要】()内の数字は意見件数

期間 平成20年3月17日~4月16日 意見等の件数 19人・137項目

- 1章 総則 36項目 定義(9)・ワンルームの規制(2)・近隣住民の範囲(8)・適用除外(1)・市の責務(2)・事業者等の責務(6)・市民等の責務(6)・総合的な計画等への適合(2)
- 2章 開発事業等 29項目 手続一般(7)・構想の届出(4)・構想の周知及び説明(7)・説明の報告、意見等の提出等(3)・意見の配慮(1)・開発事業等の協議(1)・報告書の審査(2)・工事に関する協定(3)・開発事業等の変更(1)
- 3章 技術基準 48項目 最低敷地面積(3)・道路幅員(3)・道路の整備(2)・雨水流出抑制対策(1)・清掃施設の整備(1)・緑化施設の整備(4)・消防施設の設置(1)・自動車駐車場、自転車等駐車場の設置(5)・切土又は盛土(1)・商業、工業系用途地域内での開発事業等(1)・電波障害(2)・境界線から建築物までの距離(5)・教育施設の整備への配慮(6)・保育所の整備(5)・環境への配慮(2)・その他(6)
- 4章 あっせん及び調停 9項目 あっせん(1)・朝霞市開発事業等紛争調停委員会(6)・調停(1)・あっせん及び調停の非公開(1)
- その他 15項目

意見を反映し修正する、または再検討する項目だけを抜粋しています。

：意見を反映し、修正します

：再検討します

| 提出された意見等の概要 | 朝霞市の考え方 | 区分 |
|---|---|----|
| 第2条第2項(9)アの「一団の土地」に対する定義が甘い。これでは分割開発を防げない。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 | |
| 本条例案は、必ずしも上記第4次朝霞市総合振興計画と十分な整合性があるとは言えない。例えば緑化に対しては、従来の指導要綱と大きな差はなかったり記述が省略されている。 ・500㎡未満 「出来るだけ緑化に努める」(要綱) 記述なし(条例案)(評価×) | ご指摘のとおり、500㎡未満の開発事業等についても積極的に緑化施設の確保に努める内容の記述を追加し、内容の充実を図ります。 | |
| 別表第4「自動車駐車場、自転車等駐車場の設置(共同住宅等)」で突然「ワンルーム」が出てきます。条文の中に、ワンルームの定義、最低面積、その他、必要な規定を設けるべきです。ワンルームはその存在自体、周囲に与える影響は大きな問題となっています。特にその管理状況に問題があるようです。そこで、その悪い影響を最小限にとどめるための規制が必要です。そのためには、総戸数の制限、最低室面積の設定(店舗は除外)、管理人の配置、管理責任の明確化等が必要ではと考えます。他の市区では種々制限を設けているところもあります。 | 別表第4の「自動車駐車場、自転車等駐車場の設置」の「ワンルーム形式の集合住宅」は「主たる居室が1である共同住宅」に改めます。 また、総戸数の制限、最低室面積の設定(店舗は除外)、管理人の配置、管理責任につきましては、埼玉県「埼玉県小規模住戸形式集合住宅の建築に係る指導指針」に基づき指導しております。 | |
| 別表第4「ワンルームが定義していない。検討して欲しい。共同住宅、集合住宅に管理人の規定が必要ではないか。事件等の多い昨今心配。 | 別表第4の「自動車駐車場、自転車等駐車場の設置」の「ワンルーム形式の集合住宅」は「主たる居室が1である共同住宅」に改めます。 また、総戸数の制限、最低室面積の設定(店舗は除外)、管理人の配置、管理責任につきましては、埼玉県「埼玉県小規模住戸形式集合住宅の建築に係る指導指針」に基づき指導しております。 | |
| 別表第4(第25条関係)・「電波障害」の項目 「電波障害等が生じ…」の「等」とは何を指しているのかわからない。 | ご指摘のとおり「等」は不要ですので削除します。 | |
| 第29条第2項の「委員会は、委員5人以内・・・市長が委嘱する」となっているが5名の委員構成は識見を有する者3名。市民公募2名とするに改め、市民参加のまちづくりを推進する。 | ご意見を踏まえ、再度検討させていただきます。 | |
| 第29条の「委員は5人以内をもって組織し、開発事業に関して…」に関してどんな方が委嘱されるのか、「見識を有する者」と書かれていますが、住民側の立場に立てる人が委員になる保障が感じられません。その構成を明記すべきであり、市民参加の枠を保障すべきです。 | ご意見を踏まえ、再度検討させていただきます。 | |
| 第29条第2項 委員会は識見を有する者のうちから市長が委嘱するとあるが、公募の市民の委員を複数名加える。 | ご意見を踏まえ、再度検討させていただきます。 | |
| 「朝霞市開発事業等紛争調停委員会」の委員の数を増やし、公募市民を複数名加えるべきです。 | ご意見を踏まえ、再度検討させていただきます。 | |
| 第29条 2 委員会の委員の構成について、公募委員を入れるとともに、客観性を持たせるべきではないか。(これまでの市の審議会等の構成を見ると、開発に係る事業者あるいは利害関係にあると思われる委員が存在するため) | ご意見を踏まえ、再度検討させていただきます。 | |